緑化率及び緑地率の概要

１　「緑化率」とは、建築物の敷地面積に対する緑地面積の割合のことをいい、また「緑地率」

とは、宅地の造成等に係る土地の面積に対する緑地面積の割合のことをいいます。

　※　緑地面積･･･木竹が保全され、または適切な植栽が行なわれる土地の面積

２　緑化率及び緑地率については、共に10％以上とします。

３　緑化率及び緑地率に基づく植栽（既存の木竹の保全を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準

を満たすよう行ないます。

（１）緑地面積10㎡につき、高木1本以上かつ低木２本以上の植栽するものであること。

　※　高木･･･成木時の高さが５ｍ以上の樹木

　　　低木･･･成木時の高さが1.5ｍ以上の樹木（なお、生垣については低木扱いとします。）

（２）植栽時において、高木は1.5ｍ以上、低木は0.5ｍ以上の高さを確保すること。

（３）次に掲げるものに該当しないこと。

　ア　土地に定着しないプランターや鉢類

　イ　上記の高木・低木以外の樹木、芝生等の地被植物、苔類、池及び庭石

　　　＜緑地面積及び植栽本数の計算例＞

　　◆　面積が231㎡（70坪）である敷地上に建築物を新築する場合

　　　◇　緑地面積（緑化率10％）

　　　231㎡ × 10 ÷ 100 ＝ 23.1㎡

　　　◇　植栽本数

　　　〔高木〕23.1㎡ ÷ 10㎡ × 1本 ＝ ２.31本 → ３本以上の植栽が必要（小数点以下切り上げ）

　　　〔低木〕23.1㎡ ÷ 10㎡ × ２本 ＝ ４.62本 → ５本以上の植栽が必要（小数点以下切り上げ）

　　　　　よって、高木３本+低木５本の計８本の植栽が必要となります。

＜高木、低木の種類の例＞

|  |  |
| --- | --- |
| 高　　　　木 | 低　　　　木 |
| 常　緑 | 落　葉 | 常　緑 | 落　葉 | 生　垣 |
| アラカシイヌマキカヤクスノキクロマツコウヤマキサンゴジュシイノキスギタイサンボクヒノキマテバシイモッコクヤブツバキ | アオギリアベマキイチョウウメエノキエンジュクヌギケヤキコナラサクラ類サルスベリシダレヤナギトウカイデトチノキナンキンハゼモミジ類ユリノキ | アオキアセビアベリアキョウチクトウクチナシサツキシシガシラシャリンバイジンチョウゲツツジ類トベラナンテンヒイラギナンテンヒサカキヤツデ | アジサイウツギエニシダコデマリシオツケドウダンツツジトサミズキハギフヨウボケムクゲヤマブキユキヤナギレンギョウ | アラカシイツツゲイヌマキウメバヤシカナメモチカラタチサザンカサンゴジュトウネズミモチドウダンツツジネズミモチヒイラギモクセイピラカンサスプリベットマサキラカンマキ |